

宿泊税における徴収事務等について

1. 宿泊税の特別徴収とは
2. 特別徴収事務の大まかな流れ
3. 特別徴収事務交付金について

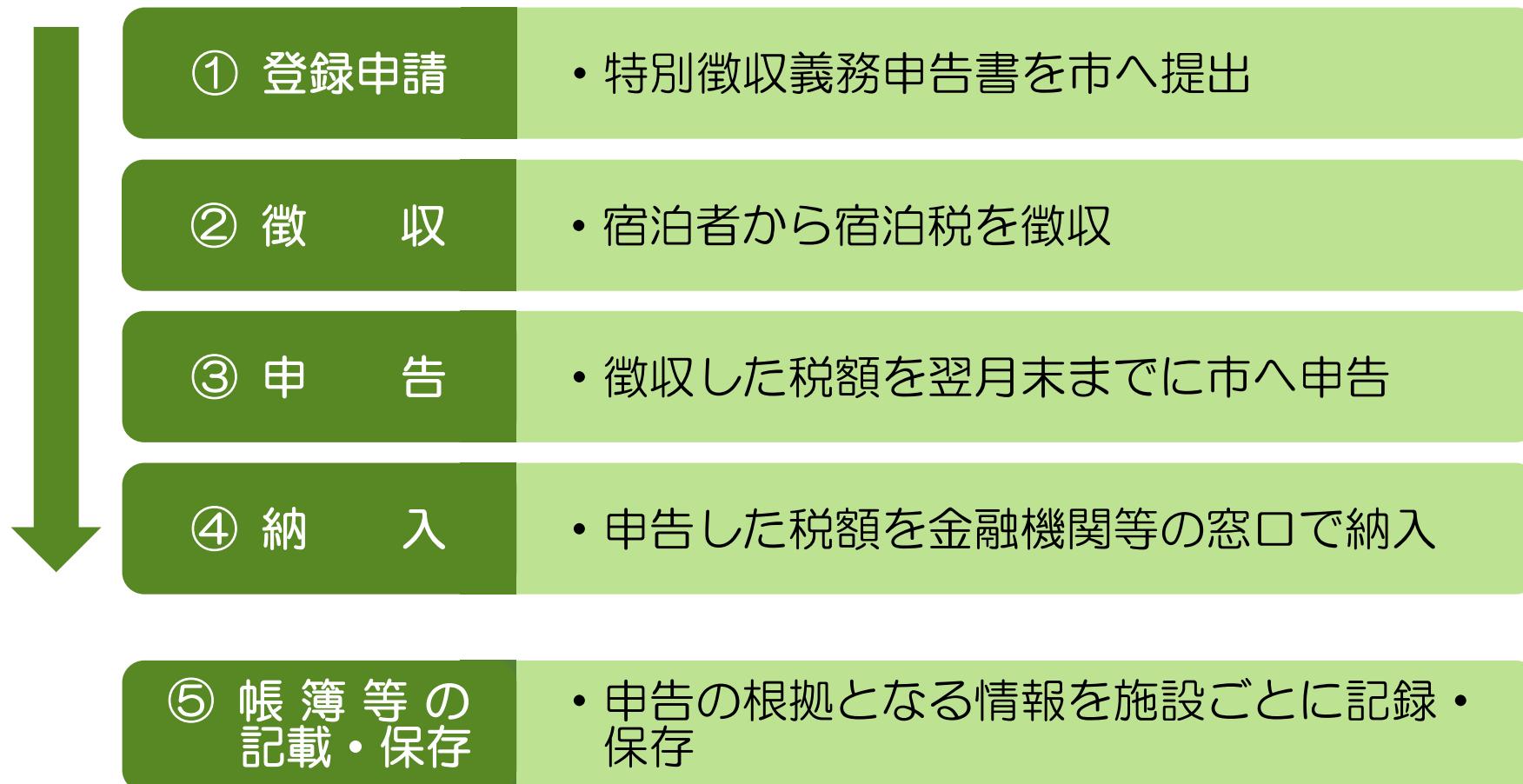
1. 宿泊税の特別徴収とは

宿泊税の納税義務者は、指宿市内に所在する旅館・ホテル・簡易宿泊所及び住宅宿泊事業に係る施設に宿泊をする方ですが、指宿市が宿泊者から直接徴収するのではなく、宿泊施設の経営者が宿泊施設において宿泊料金とあわせて宿泊税を徴収し、指宿市へ申告と納入をしていただきます。このような制度を「特別徴収制度」といいます。

【宿泊税特別徴収のイメージ】



2. 特別徴収事務に関する事務の大まかな流れ



① 登録申請

宿泊施設の経営者の方は、旅館業法に基づく許可を受けた、又は住宅宿泊事業法に基づく届出をした時点で宿泊税の「特別徴収義務者」となり、宿泊施設の営業の開始、変更、廃止等について、手続きが必要となります。これは、指宿市が宿泊税に係る事務を行うに当たり、特別徴収義務者の宿泊施設の状況を把握しておく必要があることから、すべての宿泊施設についてご提出いただきます。

② 徴 収

宿泊行為の都度、宿泊者から、宿泊税を徴収します。

③ 申 告

宿泊のあった月における、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額を、申告期限までに申告します。

④ 納 入

申告された宿泊税を、納期限までに市に納入します。

⑤ 帳簿等の記載・保存

徴収すべき宿泊税の税額を適正に把握し、適正な申告納入手続きを行っていただくため、宿泊施設ごとに帳簿の記載と書類の作成を行い、それぞれ保存する必要があります。

3. 特別徴収事務交付金について

宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、併せて特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収義務者へ交付金を交付します。

① 交付の要件

-
- (1) 宿泊税の特別徴収義務者として登録されていること。
 - (2) 納期限までに申告納入がされていること。
 - (3) 市税に滞納がないこと。

② 算定対象期間及び交付時期

交付金を受けようとする会計年度の前年度4月から3月までに申告納入（3月から2月宿泊分）された額に対し、年1回交付します。（現段階では7月頃を予定しています。）

③ 交付率

期限内に申告納入された額の2.5%に相当する額とします。
(導入から5年間は特例措置として0.5%を加算し、3.0%)

④ 交付方法

原則、特別徴収義務者名義の口座へ振り込みます。